

|       | 土壌汚染が発見された場合の費用負担等                         | 協議事項 |   |
|-------|--------------------------------------------|------|---|
| 埋蔵文化財 | 開発事業に伴う埋蔵文化財の協議に関する事項                      |      | ○ |
|       | 開発事業に伴う埋蔵文化財の調査に伴う費用負担                     |      | ○ |
|       | 埋蔵文化財が発見された場合の調整・費用負担等                     | 協議事項 |   |
| 性能リスク | 本市が要求する業務要求水準の不適合に関するもの                    |      | ○ |
| 警備リスク | 設置等予定者の警備不備による事項                           |      | ○ |
| 運営リスク | 公募対象公園施設の機器等の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等 |      | ○ |
| 引継費用  | 施設運営の引継ぎに必要な費用                             |      | ○ |

※損害賠償保険等への加入をしていただきます。詳細は協定で定めるものとします。

## 12 事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に設置等予定者による事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、設置等予定者は本市の承認を得て別の民間事業者により事業を承継することができます。承継しない場合は、設置等予定者の負担により公募対象公園施設を撤去し、原状回復する必要があります。

なお、設置等予定者が公募対象公園施設の原状回復を行わない場合、本市は設置等予定者に代わり撤去工事を行い、その費用を設置等予定者へ請求します。

## 13 その他

- (1) 認定期間中、札幌市が行う改修工事や大規模修繕等、行政目的達成のため公募対象公園施設を除く公募区域の一部または全部について、設置等予定者による管理や市民への供用を停止する場合があります。前述の計画については、札幌市の財政状況等により規模や時期が変動するため、その都度札幌市より協議を申し入れることとします。
- (2) 応募の申込以降、認定期間終了（令和25年3月31日 ~~令和25年3月31日~~ **令和26年5月31日**）までに申込団体の事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更が予定されている場合は、申込前にお問い合わせください。

## 14 参考資料

- (1) コンソーシアム協定書（例）（資料1）
- (2) 百合が原公園管理運営方針（資料2）
- (3) 百合が原公園の改修に向けた方向性（検討資料）（資料3）
- (4) ウェルカムゾーン樹木整理イメージ図（資料4）
- (5) 駐車場整備数量参考調書（資料5）
- (6) 埋蔵文化財包蔵地分布図（資料6）
- (7) 都市公園法（資料7）
- (8) 都市公園法施行規則（資料8）
- (9) 札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）（資料9）
- (10) 札幌市都市公園条例施行規則（昭和32年規則第33号）（資料10）
- (11) 札幌市都市公園使用料等減免基準（資料11）